

(様式1)

第8期第5回 全体会記録

		記録(書記)	満富
部 会 名	全体会	回 数	5
日 時	令和5年3月15日(水)	13時30分	～ 15時40分
会 場	中野区役所7階 第8会議室		
参 加 者	出席：中村、秋元、市野、上西、宮澤、遠藤、長橋、高橋、池田、山下、村上、鈴木(裕)、関口、眞山、鶴丸 欠席：大村、大坂、大倉、二宮、鈴木(久)、鈴木(祐)、小川、近藤、安西、松田 事務局：河村、大場、国分、大島、梅田、伊藤、金井、細木、篠原、河野、斎藤、西川、傍聴1名、満富		
配 付 資 料	(資料1) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施について (資料2) 中野区やまと荘・大和福祉作業施設廃止後の整備運営事業者の選定結果について (資料3) 相談支援機関会議資料 (資料4) 相談支援部会資料 (資料5) 地域生活支援部会資料 (資料6) 就労支援部会資料 (資料7) 居宅系事業者連絡会資料 (資料8) 施設系事業者連絡会資料 (当日配布1) 「投票所ではこんな支援を受けられます」みんなの選挙NHK (当日配布2) 「会報ほほえみ」中野区重症心身障害児(者)を守る会 (当日配布3) 「あいいく通信」社会福祉法人なかのあいいく会		
内 容			
<p>【中村会長 あいさつ】</p> <p>すっかり春めいてきて区庁舎の前の桜もすっかりピンク色になっていました。ずいぶん寒い冬だと思っていたら、春が早く来てこのまま暑い日が長く続くのではないかと心配しています。</p> <p>この間の動きとして、続く物価高に私の仲間内でもかなり深刻だという話でもちきりです。たとえば、当法人東京コロニーコロニー中野では月々の電気代が10万円を超える値上がりをしていて、年間では100万円以上となります。法人全体で10の事業所があると1,000万円を超えることになるので、事業運営としては相当厳しくなっています。これは、事業運営だけではなく、それぞれの生活に関しても打撃が大きいこととなります。従業員の方にもベースアップの時期ですが、特段の配慮が必要ではないかと思っはいますが、いかんせん、原資が必要になるので非常に悩ましいところです。</p> <p>一方で、福祉分野の人材の確保が非常に深刻な状況なっており、募集はかけているけれどもなかなか応募がない、採用したけれども途中で退職されるという方たちが多く、やはり、福祉分野の価値観、社会的な価値観をあげていく必要があるのではないかと。処遇だけの問題ではないのではないかと思っているところです。</p> <p>本日は、3月の年度末のお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>(1) 区からの報告</p> <p>① 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施について(資料1) (河村課長) 〈資料1説明〉</p>			

(様式1)

(中村会長)

実際に失語症者向けの支援をしている団体が中野区内にあるのか伺いたい。

(河村課長)

1 団体、沼袋区民活動センターで月に 1 回程度活動している団体があると伺っている。参加している方の多くは、障害者福祉会館の機能訓練を終了した方だと聞いている。

② 中野区やまと荘・大和福祉作業施設廃止後の整備運営事業者の選定結果について (資料2)

(大場課長)

〈資料2説明〉

(2) 相談支援機関会議報告

(篠原係長)

今回は12月分から報告する。12月の事例総件数は13件。

主たる話題として、まず、〈発達障害の方の相談支援との関わり方について (事例18)〉。11月の会議でも取り上げたケースのその後になる。信頼関係をうまく築くことができず、なかなかサービスにつなげることができない方に対して、今回、関係者が個別に受けていた相談を互いに持ち寄り、役割分担や関りをどう作って行くかという話し合いを行ったという報告になる。それぞれバラバラになっていたことが一つに集約され、個別の問題が明らかになることで、今後の道筋を考える手掛かりになった。

次に、〈病識がなく、医師の制止を聞かずに自主退院し、自宅で亡くなってしまったケース (事例4・21)〉。支援体制を整えてから退院する予定で進めていたが、一刻も早く退院したいというご本人の強い希望で、サービスの体制が整う前に退院された。この方は一人暮らしなので、医療や福祉などのサービスが必要な状態だったため、体制が整うまでの間は「すこやか」の障害者支援事業所や訪問看護が連日対応していたが、常時対応できないため、不在の時に体調の変化があり、亡くなられた。ご自身の意思決定も含めて、医療機関からの説得を十分にした上で、このようなことになっており、こういったケースがあった際、万が一のことが起きても納得できるような対応だったのかということをお互いに了解した上で、支援していく必要があるということだった。ご本人の気持ちに対する支援側の対応としては、支援する側の気持ちとして責任を強く感じるということもあるので、互いの対応についての確認が重要だという話があった。

このケースの報告の後、年末に向かって様々な緊急対応や長期の休みの際の対応が必要になるケースがあったので、緊急連絡先の確認をどのようにしているのかという話もあった。結果として、年末年始に緊急対応したケースはなかった。

1月の事例総件数は19件。

主たる事例として、〈2号被保険者の介護保険サービスと介護保険制度で不足すること (事例19)〉について。介護保険2号被保険者で、介護保険サービスを優先して使っていた身体障害者の方が、骨折をして介護度が重くなった場合の事例となる。2号被保険者なので、まず、介護度の区分変更を申請してもらい区分変更を試みたが、「骨折」は特定疾病ではなく介護度は重くなっていないと判断されたため、認定の見直しができなかった。一方で、「骨折」により障害の程度が重くなっており、以前よりサービスを増やす必要があるということで、障害福祉サービスの方で、不足するサービスを上乘せして支給した。介護との併用で不足する場合には障害福祉サービスで対応した事例だった。介護保険も利用しているのでケアマネージャーが作成したケアプランもあるが、障害福祉事業所の計画相談と双方がすり合わせをしながらサービスを併用し、支援を組み立てている状況となっている。この場合、両方のサービスに対する認識やルールを支援者側が学んだうえで連携していく必要があるということを確認した。

次に、<クレプトマニア（窃盗症）の方の支援（事例18）>について。身体と知的障害があり盗癖のある方で、B型施設を退所することになった。そういった行動がある方は、事業所に通うことが難しくなり、治療としてデイケアに通っていた。デイケアで治療が終了したことにより、また、元の生活に戻りたいという希望が本人や家族にある。デイケアが終了してもクレプトマニアが治ったということではないので、受け入れてもらえる通所の事業所は少ないと思われるが、ただ、日中行く場所がなくなっているため自宅から通うことができる近隣の事業所に通いたいという方の通所先について悩んでいるというケース。障害福祉サービスB型が終了しているため、計画相談も終了している。現在は「すこやか」で一般的な相談事業として関わっており、今後の進め方を相談しながらサービスにつなげようとしているという段階となっている。サービスにつなげていない方の支援をどこがどのように行っていくかということで「すこやか」がかなり重要な役割を果たしている。こういった、盗癖があるような方の通所について、どのように考えているのかご意見を伺えればと思う。

このほかにも、引きこもりの方の支援や、金銭管理の支援について以前も話題に挙がったが、財産管理の方法として社会福祉協議会で行っている「アシストなかの」や後見人の制度があるが、本人の希望と合うちょうどいい金銭管理の支援が少ないという話題があった。

（中村会長）

かなり、レアなケースも含めて非常に難しいケースが報告された。ご自身の意思で退院して亡くなられるというの、難しい課題だと思う。人権モデルという考え方と言うと「自己選択」、「自己決定」を重要視するように社会も変わってきているので、最終的にご自身が判断したことであればということはあると思うが、本人にとって最良の選択肢を助言していくということも支援の内容に含まれるので、ご自身で判断されたからということでの整理は難しい問題ではないかと思う。クレプトマニアの件について意見等あればお願いしたい。

私は、個人的な意見で申し訳ないが、やはり、障害があってもなくても犯罪や暴力は慎んでいく、指導、訓練していくことが大事だと思う。そのことがあって、通所施設で受け入れられないということの前に、やはり、盗むということはだめだということと、障害が原因なので非常に難しいとは思いますが、丁寧に時間をかけてだめなことはだめだということ、しっかり学んでもらうということが前提にないと、障害が原因で許されるということは、全部が全部そうではないと思うので、その支援をしっかりとやっていくことが前提になるのではないかと思う。

（上西委員）

本当に難しい問題だと思う。本人や家族も困りきっているのだろうと思う。20代の男性ということで、ご家族も含めてどのように取組まれているのか伺えればと思う。この方は比較的軽度の方かなと思う。軽度なので、外部との接触も多くなりこのようなことが起きやすのではないかと思う。障害の重い方でお預かりしている方でも、作業所側で大きな問題にならないかと配慮しながら取り組んでいるケースもある。ただ、それにも限界はあり、利用者さんのなかには図書館に行って暴れてしまうなど、いろいろ折衝しているうちに過ちを認めることが困難なケースもある。警察はシビアで、手帳で3度、4度の方がその後、犯罪者になってしまうというような、次に起こったときはもっと重いことになるというケースもあった。3度ぐらいから、世の中でも厳しい判断がされるということも警察との対応の中で感じている。

知的障害の方はわかる範囲のところで、きちんと学ぶということはいつの時代も必要だと思う。ひところは、重くても軽くても厳しい体制のなかで子育てが行われ、今、その反

(様式1)

動でその人を尊重するというとても柔らかくなっているが、こういったことが起きると、社会から見られる目も、障害者にかかわっている我々は理解できても、第三者は逆の立場になれば厳しいところがある。この方をお預かりしても、他の利用者の権利があるので難しい問題だと思う。ぜひ、小さい時から、中村会長がお話しされたようにそこを改めながらやっていかなければならない時代に来ていると思う。

(中村会長)

やはり、大人になってからは難しいこともあると思う。

(宮澤委員)

障害があっても、悪いことは悪い、だめなことはだめということを小さいころから教えていく。わかっているような、わかっていないような感じでも、今でも聞けば、理解している部分もあり、それは小さいころからの積み重ねなので、そういうことを学校や家庭で教えていかなければならないと思う。障害があるから許されるわけではなく、他の方の人権もあるのでそこを侵さないように、どのように取り組んでいくか難しいところだと思う。子どもを育てると同時に親自身も学び取っていく必要があると思う。

(長橋委員)

今日の会議に出席する前に、本校のコーディネーターがほかの学校の特別支援学級の保護者会に参加して、卒業後の話を高等部の先生にしてほしいということで、本校の教員が出向いて教員や保護者の方にお話しをした。やはり、保護者の方は、日々の子育てのところではいっばいで、卒業後、どういった環境のなかで子どもたちが生活していくのか。学校は教員が守っているし、指導しているが、一歩外に出ればそこにはルールがあるので、それを守ることができるように、知的障害の程度云々ではなくて、そのお子さんの理解の程度にあわせて、保護者の方と地道にコツコツと伝えていく。保護者の方には、卒業後の生活を見据えたところで、今大切にしないといけないこと、生活面やコミュニケーション面だけではなく、社会のルールなどそういったところを丁寧に指導していくことが必要だとあらためて思っている。

(中村会長)

やはり、大きな意味では働くこと、学ぶことすべてに言えると思うが、特に知的障害の方はそう思われがちだが、「できない」とか「できっこない」とか先入観を持ってしまっているということ自体が、非常に問題だと思う。時間がかかったり、壁が高かったりすることはあるが、本人が、将来生きていくためにはどうしても、「やってはいけないこと」と「褒められること」をきちんとわかるようになっていかないと、生きていくことができなくなるので、そこは社会全体で、指導という言い方は語弊があるかもしれないが、学んでもらう機会を全体で作って行かなければいけないと思う。

(村上委員)

B型の施設長でもあるので、受入側の観点から見ると、こういう方がB型事業所に通いたいという意欲があるときは、おそらく落ち着いていて実習をしてもなんの問題もなく通うことができるのだと思う。ただ、長くそこに通っているうちに、ある時調子が悪くなりそういう時に何か大きなトラブルが起きたりすると、すごく困るのではないかと思う。クレプトマニアの方や少年院を出て地域に戻る方、医療的な入院をしてそこから受け入れ先を探している方などいるが、探しても受け入れ先がないという大きな問題がある。そのためには、その専門性を高める必要があるとともに、報酬面などのインセンティブなど受け入れる仕組みを作っていくことが必要だし、受け入れる側の事業所の環境をどう整える

(様式1)

かということも大事な問題だと思う。一番大きいのは、実習などの段階を踏んで、ソフトランディングでその作業所に通えるようになったとしても、調子が悪くなったときのサポート体制、緊急避難的に医療機関につなぐことができるといったことや、元のいたところのサポートを受けることができるのか、学校を卒業してしまうとプツツと切れてしまうところもあるので、そのあとのフォロー体制をどうするのかといったことなど、緊急的に困った状況になったときに何かとつながってサポート体制があると、比較的、受け入れられるのではないかと思う。

(中村会長)

相談支援体制については、何度も議題に挙がっているが、地域にある社会資源を有効に活用していくためのワンストップサービスを課題として、相談支援体制を充実させていく。その時に、どこも手が挙がらないということが一番困ることで、何かあったときに、ここなら大丈夫、資質も含めて受けてくれるようなところを我々自身もしっかり学んでいく、質を上げていくということが必要だと思う。

(鶴丸委員)

私は普段精神障害をお持ちの方とかかわっており、その中に、こういった、物を盗ってしまい苦しんでいる方がいる。本人も、盗ってはだめだとかそういう基本的なことはわかっているが、先ほどもあったように、調子が悪くなってくると、行動化しやすくなってしまうよう。過去にそういう経験があると、自分がお店に行ったら何か盗ってしまうのではないかという不安が常にある。そうすると、外出ができなくなる。グループホームにいる方だと、世話人さんと一緒に買い物に行っているが、それも回数に限界があるし、常に誰かが見ているわけにもいかない。常日頃から、物を盗る自分と戦っている状態が続いていて、それにより、希死念慮にもつながり入院することになるようなケースもある。時間をかけて環境の調整をしたり、考え方をどうするかということは本人も理解していると思うが、それでも、自分はこういう生活をしたいというのがあるので、そのギャップが本人のなかでモチベーションとして持ちづらくなる。この方も、そのギャップで苦しんでいるのかなと思う。ただ、その部分を一緒に考えていく人というのが、なかなか、見つけにくいというところが課題だと感じている。

(中村会長)

自覚はあるがコントロールできない状態になる。やはりそれも十分に考えられると思う。そういうことをしっかりと察知して、事前に相談できるような、二人三脚で行けるような支援体制のためには、やはり、我々の質も上げていかなければいけないと改めて思う。

(上西委員)

知的障害と身体障害だけでなく、精神障害もあるのかなと感じた。治療等含めてケースだと思うので、ご家族も含めて全体像を見直し、方針を決めたほうが良いのかなと感じた。

(中村会長)

確かに、知的、精神、身体とあるが、実際には複合的にいろいろなケースがあるので、しっかりと受け止めていく必要があると思う。

解決は難しいと思うが、参考になる意見がたくさんあったように思う。ありがとうございました。

(3) 相談支援部会報告(資料3)

(事務局 河野)

今年度3回の事例検討会を行う予定としていたが、第1回の実例検討会を行った後、事業所の皆さんからのアンケートの中に、相談支援事業所の役割や在り方について、もっと掘り下げて考えてみたいという意見が多数あったので、12月の事例検討会については相談支援事業所の在り方についてというテーマで実施した。事例検討会は第2回をもって終了し、相談支援の在り方について引き続き検討している。

12月の検討会では、B型事業所からA型事業所に移行した方を取り上げた。移行するにあたり、多くの事業所が関わるが、その際にどこがイニシアチブをとるのかということが課題となった。テーマとなるのがどのように連携していけばよいのかということで、このことについても意見交換を行った。そのなかで「すこやか事業所」、「すこやかセンター」の役割がわかりづらく、どこに相談したらよいのかという意見が出されている。計画相談支援事業所がイニシアチブを取ることになると思うが、そこに至るまでには連携や最初の相談をどこにしたらよいのかといった問題点が出されている。この数年、コロナ禍もあり本人と面接ができないといった状況が続いており、相談方法が電話しかなく、直接、対面で話す機会がないという制限された環境のなかでのやりづらさというものを抱えているという話があった。

1月の部会では、議題2の「児童相談支援ワーキンググループ報告」で、これまで、中野区内の児童発達支援や放課後等デイサービスについて情報が入りづらく、利用者や保護者に中野区内の事業所の一覧や施設概要や空情報があればスムーズなサービスの提供につながるという声があった。これに対して、「デコボコガイド」という施設検索サイトを参考にしてはどうかという意見があり、2月の部会で制作している方からお話を伺い、現在、事業所情報の一覧表を作成する作業を始めている。

一方、議題の3の「相談支援の在り方」として、で「すこやか」に関する問題点について抽出した。本日も午前中に相談支援部会を開催し、引き続き、「すこやか」に限ったことではなく相談支援の在り方ということで、問題点の抽出と解決に向けたアイデア等話し合っている。

(中村会長)

相談支援の在り方について、この自立支援協議会の全体会の会長を仰せつかって10年ほどになるが、最初に就任したときにもこのことが話題になり、10年来この話を続けていると思う。「すこやか」の問題と言われているが、一つの事業所や事業体の在り方の問題ではないと思う。例えば、相談があったときに相談された人が、どこで支援できるかという知識や材料といったものを持つことができているのか。仮に、こういう事業所が必要だといったときにその事業所がきちんと受けてくれるのか。これは、社会全体の問題だと考えている。例えば、B型の方がA型の事業所に通所するようになったときに誰がイニシアチブをとるのかと言えば、これは利用契約を取ったA型事業所が取るべきで、そこで、困ったことがあったり、事前に情報があったり、連携が必要な時はいろいろなところに相談していくというのが、地域の連携体制だと思う。それは、相談支援体制の問題だけではないと思っている。入口だけの問題ではなく、出口の支援につなげていくときの受け皿の問題でもあると思っている。

(鈴木(裕)委員)

私も、「すこやか」や保健師さんの役割の問題ではないのだろうと感じたところで、ここに、A型が例に挙がっているが、今、A型の利用も直接事業所と利用契約を結ぶ場合と、ハ

(様式1)

ローワークに求人が出ていてそこから応募していく場合、誰がイニシアチブをとるのかということがやはり問題となる。ハローワークに求人が出ている場合、A型という障害福祉サービスと産業労働がハローワークのなかでもうまく整理されていないように感じている。我々がつなぐこともあるが、その後は計画相談の役割になっていくので、どこまで我々もサポートしていくのか悩ましいところでもあり、そういった部分の整理も必要なのではないかと思う。

制度上のことで、相談の在り方というところでは就労面でいうと、就労移行や就労定着支援といったサービスを利用すると、計画相談の方がついてくれるが、就労定着支援事業では、あまり計画相談の方は前面に出てくることはない。職場の状況がよくわかっていない中で計画を立てているようなこともあり、違和感がある。定着支援を我々が引く次ぐことがあるが、その場合も一切引継ぎがないので、計画相談の問題というよりも制度上の問題だと感じたことがあった。

(中村会長)

A型は制度上の問題があると思う。一方で利用契約を結び、一方では雇用契約を結ぶ。いわゆる、労働行政と福祉行政に二分化されているという問題がそこにはある。基本的には、最低賃金適用除外という制度があるなど、おかしい中途半端な場所を作ってしまった。これは雇用率を国があまりにも意識しすぎていて、そこを確保するための障害者雇用になってしまいがちだと思う。むしろ、障害のある人たちの就労能力を最大限引き出し、社会にきちんと貢献できるような仕事に結び付けていくという視点がないと、この問題はなかなか解決していかないと思う。

長い歴史のなかで、障害のある人たちの働き方は難しい問題だが、少しずつ良くしていきたいと思う。とりわけ、権利条約を日本が批准して、昨年審査があり総括所見が示されたが、要するに分離されていること自体が、主会社差別、人権侵害になるといった警告もされている。障害の有無で分けるわけにもいかないと思うが、基本的には障害のない人たちが生まれてから亡くなるまでに教育を受けたり、働いたり、生活したり、障害のない人と同じような環境をつくり、実現していくことが世界基準になってきているので、国の政策も少しずつ影響が出てくると思われる。また、我々施設もこれは分離政策の一つで、そこで、働く場所を作ったり、グループホームなどの住まいを提供したり、支援している。特別支援教育も分離された教育となっており、この部分が一般の社会のなかで実現できるかと言えば簡単にはいかないわけで、必要だから今存在しているわけで、この辺の矛盾も一緒に解決していきながら向き合わなければいけないと思っている。

(関口委員)

総合支援法では基本相談支援でどこまで対応するのかというのがあり、法律上は連絡調整及び助言、情報提供を行うとなっている。ただ、サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除くとされており、どこが入り口となって、どこまで何をやればよいのかということ、あるいは、どこまでが基本相談の部分で、どこからがサービスの利用支援になるのかはあいまいである。利用支援となれば計画を作ることになり、お金が入ってくることになる。その辺のところは判然としない部分があり、これは確かに問題だなと思う。

(中村会長)

元々、この相談支援体制を国が示したときには、高齢者、障害者、児童というようにそれぞれが取り組んできたが、やはり、全体で受けられるように、本人にとって一番適切なサービスが受けられるように相談を受けるということで一本化を目指したはずだが、実際に計画相談につながっていかないとすると、なかなか、全体の相談窓口が機能しきれず、ア

セメント相談のように自分のところは自分のところで計画相談を作るというおかしな話になってしまった。そのこと自体が問題で関口委員の言われた通りだと思う。

(4) 地域生活支援部会報告 (資料4)

(鶴丸委員)

2月の部会では12月に開催した居住支援セミナーの振り返りと、区民活動センターのアウトリーチチームの方に来ていただき、活動内容等について勉強した。

居住支援セミナーに関して部会員からは、「不動産会社からの話が聞けて良かった。」「地域に出たときの生活のしづらさを改めて学ぶことができた。」といった意見があった。今回の居住支援セミナーは家を借りるといふ、一人暮らしをスタートする部分の話だったが、部会員からはその後の生活のなかで、たとえば地震が発生したとき、ガスの安全装置が自動で働き、自分では安全装置を解除することが大変で、そういった部分のサポートをどうしていくのかといった話があった。今回は部屋を借りるときにフォーカスしたが、住まいにおける課題というの、部屋を借りた後、生活を続ける中でも出てくるので、そういったところにも焦点を当ててセミナーができればいいという意見もあった。

今回は鍋横区民活動センターの石井さんに来ていただきお話を伺った。私も区民活動センターの中にアウトリーチを担当される方が配置されていることを知らず、かなり勉強になった。説明のなかでは具体的な事例として、高齢者の引越しを中心に取組について説明していただいた。参加者からは、多い相談は何か、期間はどのぐらい定められているのか、全く関わりのない方が多いということだったので、そういった方へのアプローチはどうしているのかといった質問があった。

(関口委員) ※添付資料参照

先週、3月9日に部会を開催した。令和4年度の活動として、居住支援セミナーが大きかったが、特に中野区では、居住支援協議会が設置されており、厚生労働省の総合支援法にまつわる住宅の確保と、国土交通省の住宅セーフティネットの二つをうまく利用していくことができればよいのではないかとということが、斬新だった。

私からも資料を提供して、年表のようなものを作って配布した。というのは、総合支援法と精神保健福祉法と難病などの束ね法案が可決され施行されていく。2024年度に第8次医療計画(前期)が始まる。これについてはかなりの部分が決まりつつあるということ。国の障害福祉計画の第7期、中野区の障害福祉計画も第7期が始まる。中野区の障害者計画は、障害者基本法第11条に基づいて障害のある人のための政策に関する基本的な計画を作るということになっていて、その中には自立支援協議会の活性化という取組も含まれている。第6期障害福祉計画が中野区にもあるが、これは、総合支援法第88条に基づき障害福祉サービスの提供体制の確保、その他総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画となっている。障害者権利条約についての勧告は昨年度出たが、第2回の日本政府の報告が2028年度になる。障害福祉、介護保険、診療報酬改定は来年度一緒に改定となる。その次の改定は障害福祉と介護保険は2027年度になるので、間が空くことになる。医療介護の確保として、地域医療構想が2025年度まで続き、認知症関連では、新5年次プランも2025年度まで続いている。こういった国や中野区計画を見ながらそれぞれ議論をすすめられれば良いと考えている。コロナ禍もあり施設見学ができずにいるので、今後、施設や病院等訪問、見学が再開できるようになれば良いと思っている。

(中村会長)

国の基本計画について予測がつかないが、これまでのように、たとえば、施設の数を増やす、といったことだけの計画ではなくなっていくのではないかと。やはり、地域移

(様式1)

行、就労系のサービスでも労働市場に移行するといったことも勧告されているし、数を増やすだけではなく、社会にどうやって活躍できる場所をつくっていくか、社会で生活していく場所をつくっていく。こういう方向に少しずつ変わっていくのかもしれないと思っている。示されないと言えないが、そういう時に我々のような今まで福祉分野で活動していた人たちの役割はどのようになっていくのだろうか。もちろん、障害当事者の人たちが指針をどのように受け止めていくのか。どういうことを理解して、どのように活動していけばよいのだろうか。といったことも課題になっていくのではないかとと思っている。

(関口委員)

補足すると、医療計画では精神科病院に入院した人の1年間で退院する人の割合の目標値がすでに定められている。この数値は、地域移行と逆行するような部分もあるが、ある程度、固まってしまっているので2026年度の見直しまではその目標値でいくことになる。こういった、一つひとつの細かなところで、結構シビアに効いてくるところがあるので、たとえば、診療報酬では精神科救急の病棟があるが、報酬が高い条件の一つに非自発的入院いわゆる強制入院が6割以上というハードルがある。そうすると、強制入院が増えることになり、そういったおかしなことが国全体の政策の方向と逆行するようなことをやっているの、その辺は総点検して改めてもらうように取り組んでいく必要がある。

(中村会長)

それぞれが所属している担当の部署で、運動につなげておかしなところに対してきちんと意見を言うことを努力していきたいと思う。

地域生活支援部会は令和4年度活動報告書があがっているが、他の各部会からの報告も5月に用意していただくことになっている。

(5) 就労支援部会報告(資料5)

(鈴木(裕)委員)

1月の部会では11月に行った就労相談会の報告をした。こちらについては、前回、1月の全体会で報告しているが、まとめとして、想定よりも多くの方が相談に来られ、令和5年度は5月と11月の2回実施をしたいと考えている。今回は、午前中の相談が多かったので、相談員を3名に増やして対応することを検討している。周知については区報をはじめ、もう少し関係機関にも知ってもらえるように進めていければと思う。

今年度の活動として就労啓発活動をして、JR中野駅のガード下やスマイルなかのウィンドウを利用したポスターの掲示を行い、9月障害者雇用月間、12月障害者週間、3月区役所での販売会等にあわせて実施した。こちらについても、引き続き区民の方にもっと知っていただく機会を持っていこうということで話をしている。また、昨年11月に明治大学でのイベントに参加したが、今後も、声がかかった場合はそういった活動も併せてしていくことで話が進んだ。

もうひとつ、セミナーや勉強会をということで話をしていたが、なかなか準備が進まず行うことができなかった。これについては、令和5年度は実施する方向だが、障害者雇用の仕組みが分かりにくい部分が多いので、就労ではない福祉関係者の方と交流をして、障害者雇用の仕組み等について知っていただく機会を持つことも大事ではないかという話もあった。

2月の会議では、令和5年度からの中野区の新規事業、「重度障害者に対する修学・就労支援の充実について」の説明があった。重度の障害がある方、なかなか、出勤や会社等で仕事をするのが難しい方についても就労の機会をということで新規事業が始まる。今後、我々のなかでできることは何があるのかということなど話し合った。また、就学では

(様式1)

大学で学ぶということへの支援も始まるということなので、そこについても期待をしていきたいという意見があった。

もう一つは、「中野区子ども・若者支援地域協議会の設置に向けた検討状況について」改めて説明が行われた。

2月のテーマとして「高齢の方からの就労相談」として話し合いを持った。これは、たとえば、働く方たちと、実際に通所事業所で働いている方たちの2つのことで話をした。

精神障害の通所事業所の方の場合、年齢が50代60代となっていくにしたがって体調が安定していく方もおり、そういった方たちはB型事業所などでの戦力になっていて、とてもありがたい存在になっているという話があった。

就労の面では、最近、60歳定年で退職する方もおり、障害者雇用でも再雇用で65歳まで働く方もいるが、皆さん、健康的で体力もあり元気な方が多くなり、60歳、65歳を超えても働きたいという相談が増えてきている。そういったなかで、ハローワークの障害者雇用の窓口では60代の方が多く来ていて、70代の方も来られるということだった。

就労移行でも、50代に限らず60代で利用される方もおり、状況によっては70代の方からの利用相談もあるということだった。ただ、実際には就活をする場合、求人が少なく出口がなかなか進んでいかない部分があり、障害者雇用というよりも日本の社会構造によるところだと思うが、その方たちがまた働く、活躍をするという場がまだまだ、一般雇用も含めてないためせっかく訓練をしても雇用に結びつかない状況があるという話があった。

中途障害の方の就労も難しく、それまで社会で活躍されてきた方が中途障害によって、また社会に出て行くことの難しさ。これは、本人の自己理解だけではないが、そういった部分の難かしさがあるという話もあった。

B型事業所から話があったのが、利用者が高齢になっていくにしたがって作業はしっかりできるが、余暇に興味がない方がおり、あえて余暇の時間を作って仕事と余暇という人生を送ってもらえるような取り組みをしている事業所の報告もあった。

知的障害の方の認知症について、なかなか気が付きにくく、その方の障害特性かと思っていると、あっという間に認知症が進行しており、受診したときにはかなり進んでしまっているということがある、その方の障害なのか病気から来るものなのかわかりにくい、気づきにくいという話があった。

60代以降の方のB型事業所の利用の問い合わせや見学があるが、工賃の額を聞いて利用にはつながらず、雇用とB型事業所の間のような働き方などがあると利用する方も増えるのかもしれないという話もあった。

また、3月13日からコロナのマスク対応について各事業所の状況の確認をした。

その他として、令和5年度のインボイスについて、各事業所の進捗状況について確認をした。

(中村会長)

福祉分野ではなかなか人が集まらないという一方で、障害のある人たちが社会で働こうと思うとなかなか採用してもらえないという、矛盾した話もあった。高齢化が進み、少子化も進んでいるので、労働人口もどんどん減っていくわけで、障害のある人たちが経済活動で活躍する場を積極的に進めてほしいと思う。

(宮澤委員)

2月の部会で、高齢の方の就労の相談があるということで、いまは70代でも元気な方がたくさんおり、いろいろと相談に来られている方のお話を聞くと、シルバー人材センターのようなところで得意な分野だけで仕事ができるといいねという話になった。シルバー人材センターでは手帳を持っていると働くことができないということで、手帳を持っていて

(様式1)

も働けるような受け皿があれば利用したいという人がいるのかなという話になった。いずれにしても、いろいろな発達段階の方がおり、年をとっても元気であれば、社会とつながってほしいという方がいっぱいいるということがわかり、何らかの形で社会と結びつきが持てるような受け皿があると良いなと思った。

(6) 障害者差別解消部会報告

(高橋委員)

先日、西武信用金庫の方をお招きして意見交換や情報共有を行った。銀行等利用するときに様々な障害特性により、不便なところ、ハードルを感じる場所など聞いていただいた。今の社会の流れからすると、ATMが少なくなっている状況があり、電子マネー化が進むことによって便利になる部分と逆に不便になる部分があるのではないかとということ。便利になる人はどんどん便利になるが、一つハードルを越えられない人たちはそこでストップしてしまい、格差がどんどん広がっていくという状況に陥らないような社会になってもらいたいという印象的な意見があった。西武信金の方も接客時にどのような対応がふさわしいのか、障害に応じて職員の方々も、今後、経験と勉強を重ねてより地域に根差した経営がしたいと話しており、非常に好感の持てる、また、親しみを感じられる和やかな会議となった。

大切にしたいことは、差別解消という少し角のとがったような感じがするが、これをうまく皆さんに、社会の中に順応していけるようなそのような工夫が必要だと思っているので、今後も良い関係を地域の皆さんと築きながら私たちのことを理解していただきたいと思っている。たとえば今後は、地域の商店街組合の方やタクシー会社の方、旅行会社の方たちに私たちの状況を知っていただくことによって、誤解などがだんだんと溶けていくような方向を目指していきたいと思っている。

(中村会長)

外部の組織や団体の方と協議する場を持つというのは情報をしっかり受け止めてもらう、知ってもらうとても良い機会だと思うので、積極的に今後も広げてもらえればと思う。

昔は、車いすの人が路線バスのバス停で待っていると知らんふりをして乗せてもらえないというケースがあり、バス会社の人たちと障害のある人たちが丁寧に協議を重ねて低床バスができてきた。今は、運転手の方が何のためらいもなく降りてきて、一緒にバスの乗るのを手伝うということにつながっているので、やはり丁寧に我々のことを知ってもらう活動がとても重要だと思う。

(7) 居宅系事業者連絡会報告(資料7)

(斎藤係長)

今年度、2月15日に初めて居宅系事業者連絡会を開催した。区内の19事業者に参加してもらった。今回は、区を主体とした形ですすめ、主に、報酬請求について事務の流れや上限管理、過誤請求の申し立てなど基本的な部分について各事業者の方に復習していただく意味でお話をした。また、重度訪問介護の同行支援、これは、新しく採用したヘルパーに対して事業者内の熟練したヘルパーと一緒に、お客様のところに訪問してサービスを提供するという新しい仕組みだが、最近、利用者からも質問が寄せられているので、そういった部分についてもお話をした。

中心として、障害者虐待の防止と身体拘束の適正化について区からの情報提供ということでお話ししている。今回、令和3年度の報酬改定により、虐待の防止に関する研修、検

(様式1)

討会の設置、責任者の配置といったことが義務化されている。こういった部分が、居宅系の事業者のなかには徹底されていない事業者があったようなので、これについて、必ず、虐待防止のための推進体制を構築してもらおうようお願いした。

また、身体拘束の適正化の推進は令和5年からになるが、それぞれ、対策を講じていないと基本報酬が減算になるということになっている。減算は避けてほしいので各事業所に運営基準の見直しということで、身体拘束を行う際は適切な記録を行うこと、あるいは、適正化のための委員会の開催、適正化のための基本的な指針の策定、最後にこちらも、身体拘束適正化のための研修の実施についてお願いした。

その他、連絡事項として介護福祉士の国家資格について一部、特例措置があった。これは、平成29年度以降、介護福祉士養成施設卒業者については、介護福祉士試験に合格していない場合でも、卒業年度の翌年度から5年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とするというものだったが、この経過措置が終了するので、これを継続する場合は、4月14日までに社会福祉振興・試験センターに届け出る必要があるということについてお話しした。この経過措置の対象になるのが800人ほどいるということなので、各事業者でも注意して対応していただくよう伝えている。

最後に、物価高騰に対する支援金の申請手続きとしてすでにご案内しているが、若干、居宅系に関しては申込事業者数が多くなかったので、あらためてこの場で支援金の申請についてお話をした。

アンケートを行い、世話人として今後このような事業者連絡会の運営に携わっていきたいという方が3事業所ほどあったので、また、来年度に向けて事業者を巻き込みながら、事業者連絡会を運営できればと考えている。

(秋元委員)

こういった形で集まる機会を設けていただくことは良いことだと思います。3事業所の方が手をあげていただいたとのことで、年に1回以上は開催していただき、事業所同士の連携というところで情報交換の機会というのを作っており、それを、各事業所の方も楽しみにしていたので、今後、続けられるということであればそういう時間も設けていただければと思う。

(宮澤委員)

配布資料の「みんなで作ろう 障がい者虐待のない社会(リーフレット)」がどのようなものか伺いたい。

(齊藤係長)

中野区でも障害者虐待に関するパンフレットをいくつか作っているが、少しページ数が多いパンフレットを作り、各通所関係の事業所や相談関係の事業所に配布した。障害者虐待の虐待防止法についての話や、具体的に、こういったところで虐待が起きているのか、虐待の類型(身体、性的、心理的、ネグレクト、金銭的)などについて具体的な例を示して書かれているパンフレットになる。虐待の研修に各事業所で活かしてもらえればということで、各事業所に2部ずつ程度配布している。

(中村会長)

居宅系ではないが、滝山病院での衝撃的な映像が流れてショックを受けているが、虐待は閉鎖されている環境があると起こってしまうということをつくづく思っている。個人情報などいろいろな事情があり、なかなか、開放できない環境があるのかもしれないが、やはり、完全に隔離されるという環境は避けて支援体制を作っていく必要があると思う。

(様式1)

身体拘束適正化に関しては、委員会の設置などいろいろあるが、この、身体拘束適正化という言葉に非常に違和感がある。やはり、身体拘束をやらない方向で考えていくべきだろうと思うので、適正化という言葉を使うのはどうなのかと、法人内でも述べたが、適正に行うのだから適正化でよいのではという意見を言われて流したが、言葉の使いかたはとても重要だと感じている。

(宮澤委員)

対策を講じないと他の利用者が危険になる場合や、自傷行為もあると思うが、各事業所はどのように対応されているのか、具体的にどのように実践しているのか伺いたい。

(斎藤係長)

虐待防止法や障害者総合支援法にも、緊急でやむを得ない場合以外において身体拘束をしてはならないとなっており、許される要件として、切迫性（利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること）の3要件がすべてそろった際には身体拘束をやむなく行うことができるとされており、そういう可能性のある方については、個別支援計画に事前にきちんと記載しておき、そのうえで、家族や本人の同意を得たうえで、こういった場合はやむを得ずこういった措置をとるということを事前に了承してもらう。そして、もしそういった事態が発生したら、その状況についてきちんと記録に残すということをおかないと適切な身体拘束ではなくなってしまうので、そういったところを研修会ではお願いしたい。

(関口委員)

国会質疑のなかで、精神科病院における身体拘束が政省令となっていることについて質問がされていた。今、言われた3要件について、精神科病院で行われる拘束で一番多いのは、不穏、多動でこれがいいたい半分を占めている。3要件がすべてそろい、なおかつ、不穏、多動ということであればかなり絞れるのではないかと思う。

(中村会長)

非代替性というのは、他に方法がないことを証明するのは大変なことで、縛るのであればほかに方法があるだろうと、もう少し知恵を出してほしいと言いたくなる。

(関口委員)

今までは、ポジティブリストで表現していたが、ネガティブリストで表現したほうが良いのではないか。これ以外の時は行ってはだめといったような形で示したほうが良いのではないかという意見も出ている。

(8) 施設系事業者連絡会報告（資料8）

1月に第77回の連絡会を実施した。今年度は3年ぶりに施設間事業者研修を実施し、それぞれ所属する事業所からほかの事業所を体験するような形で研修をした。そこには、障害福祉課の職員の方にも参加してもらい、いくつかの事業所に分かれて研修を実施した。第77回では、交流研修会に参加した方に集まっただき、気づきや学び、疑問点などを共有しながら話し合いをした。それぞれ、やはり、自分の所属する事業所ではない取組からの学びや、普段、全く知らなかった現場の様子など、いろいろな学びや気づきが

(様式1)

たくさん共有された。また、久しぶりに対面での会議だったことも含めて、プラスの学びができた場であった。次年度も実施を予定している。

2月の第78回ではアンガーマネージメント研修を行った。支援現場だけではなくお互い働く者同士の関係性や、家族も含めて、様々な人間関係のなかで使える学びの機会になったのではないかと考えている。

(9) その他報告・提案事項

(眞山委員)

グループディスカッションについて、以前、みんなで集まってポストイットに書いて相談しながら、ディスカッションする機会があった。(どのような意見がでたか問題点が整理しやすい。)

(中村会長)

NHKで障害のある人たちが積極的に投票活動につなげていくということで、みんなの選挙という取組をしている。この取組で、コミュニケーションボード(当日配布1)が作られダウンロードできるようになっている。障害のある人たちがこれをもって、投票所に行きツールに使っていくと積極的に投票つながっていくのではないかと考える。

[障害者の選挙での投票に役立つ情報まとめ みんなの選挙 NHK](#)

(山下委員)

重症心身障害児者、医療ケア児者について知っていただきたいということで年に3~4回会報を発行している。今回、配布したものは今年度最後の会報になるが、ぜひ、お読みいただきたいと思う。(当日配布2)

(上西委員)

「すこやか」の管轄になると思うが、地域ケア会議が行われており4つの「すこやか」の圏域で事例検討を行う会議に出席している。先ほど、眞山委員が話されていたポストイットを使って何が考えられるのか整理をしながら、大変活発な意見交換をしている。いつも、中村会長が言われるように障害の分野だけではなく他の分野とつながることにより、とても、周りの理解をいただいたり、交流をしたりとしているので、徐々に広がっていけばと考えている。

あいにく通信は年に1~2回発行している。表紙の絵は杉の子大和の利用者の方が描いている。利用者さんは写真が載っていると喜ぶので、この時代に顔が見えてもとは思いますが、このような形で法人全体の動きを載せているので読んでいただければと思う。(当日配布3)

(中村会長)

以上をもって、第8期第5回中野区障害者自立支援協議会全体会を閉会する。

(15:41 終了)

備	考	次回日程：令和5年5月17日(水)午後1時30分~ 場所：中野区役所9階第11、12会議室
---	---	--